# 2006年4月の千葉製油所事故と一連の不祥事について

WEBはこちら http://www.cosmo-oil.co.jp/sustainable/06/chiba.html

### 2006年4月の事故について

#### 概要

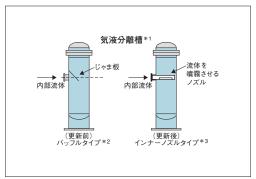
2006年4月16日、コスモ石油千葉製油所にある減 圧軽油脱硫装置と第一水素製造装置付近で爆発、火災 が発生しました。

この事故を受け、「千葉製油所 減圧軽油脱硫装置/ 第一水素製造装置 事故調查委員会 | (委員長 常務取 締役 古薗雅英)を設置し、事故の原因調査を進め、そ の結果と再発防止策を調査報告書に取りまとめ、 2006年6月20日に経済産業省原子力安全・保安院、 ならびに千葉県に提出いたしました。

#### 事故原因と再発防止策

今回の事故の原因は第一水素製造装置内にある気液分 離槽\*1の胴板に磨耗と腐食により穴が開き、装置の中 を流れている水素が漏洩、滞留し、爆発・火災を引き 起こしたとの結論にいたりました。また、1996年に 気液分離槽を取り替えた際、内部構造を変更したこと により、流体の流れが変わり局所に流体が当たって、 その部分の減肉が早まったと考えられます(F図参照)。 しかし、このことが内部構造変更当時では予測でき ず、結果として、局所的な減肉が発見できないまま今 回の事故につながったと結論づけています。

このような原因で事故が発生したことから、内部構造 を再度元に戻し、ノズルの直径を大きくし流速を半減 させるなど、一定箇所に流体がより当たりにくい構造 にした上で、材質も強度の高いものに変更し再発防止 を図ることとしました。



- \*1 気液分離槽:脱炭酸塔の下流に位置し、脱炭酸塔下流の配管 内へ注入した水を分離する装置。
- \*2 バッフルタイプ:胴内に"じゃま板"を設置し、その板に流 体を当て、拡散、流速低下させる構造。
- \*3 インナーノズルタイプ:胴内にノズルを設置し拡散、流速低 下させる構造。

## ヘルプラインへの通報と不祥事の判明

2006年7月4日、企業倫理ヘルプラインにコスモ石 油グループの社員からの匿名の書面が届きました。コ スモ石油が発表した事故原因と再発防止策に疑問を呈 するもので、1995年にも今回と同様の事故が発生し ていたにもかかわらず、発表内容にはそのことに一切 触れていないということや、同様の事故が起きたにも かかわらず、以前の構造に戻すという再発防止策に疑 問を感じ、「1995年の事故を故意に隠しているので はないか?」との疑いを指摘する内容でした。

企業倫理委員会を中心に調査したところ、1995年に 同様の事故が起きており、その当時、行政当局へ報告 していなかったことや事故後に穴が開いた箇所の補修 を無許可で実施していたことがわかりました。

さらに、すでに提出した事故調査報告書の記述内容に 誤りがあった(測定した事実のない肉厚測定データを 正しいものとして記載していた) ため、2006年8月 4日に原子力安全・保安院と千葉県に対して報告し、 陳謝しました。

# 調査チームによる社内調査の実施と 行政処分について

これを受け、2006年8月8日に原子力安全・保安院 より厳重注意を受けるとともに、以下の点についての 指示がありました。

- 1.1995年の手続き不備等に関し、原因究明および 再発防止策の策定を行うこと。
- 2.コスモ石油の全事業所について、1997年4月以 降、高圧ガス保安法に基づく手続きや検査が適正 に実施されているか確認すること。

また、千葉県からも同様の指示が2006年8月10日 にありました。

コスモ石油では、調査チームを編成し、関係者からの 聞き取り調査や社内文書・記録類の調査を行い、結果 を取りまとめ、2006年8月31日に原子力安全・保 安院と千葉県に調査報告書を提出しました。その内容 は次のとおりです。

# 1995年に発生した千葉製油所第一水素製造装置事故 とその対応に関する調査結果

(1) 事故の概要

1995年12月11日千葉製油所第一水素製造装置内にあ る気液分離槽の胴板に線状の穴が開き、水素を含む流体 が漏洩しましたが、安全停止し、人的・物的被害ともあ りませんでした。

#### (2) 事故原因

気液分離槽内に進入する流体がバッフルプレート(じゃ ま板) に当たり、胴板の一部分に集中して衝突したこと によって、磨耗と腐食が発生し、長さ約7mmの線状の穴 が開き、そこから流体が漏れ出しました。

(3) 事故発生時、ならびに事故後の手続き不備 事故発生後、石油コンビナート等災害防止法で定められ ている関係行政当局への通報を行わず、旧高圧ガス取締 法に基づく事故届も提出しませんでした。また、事故翌 日に、千葉県の許可を得ずに開口部の補修(応急補修)を 行いました。

#### (4) 手続き不備の原因

石油コンビナート等災害防止法で定められた異常現象の 通報を行うと、原因や対策の説明、その後の補修等に時 間を要し、装置の停止期間が長期化してしまうと考え通 報を行いませんでした。また、安全性の確保を前提とし ながらも、早期に復旧のため、工期最短化を優先した応 急補修方法を選択し、許可を受けないまま工事を実施し てしまいました。

(5) 1996年の設備取り替え時に作成された虚偽データ 気液分離槽を1996年に取り替えた際、その理由を「経年 減肉」と変更許可申請書類に記載していたため、これを根 拠づける必要があるとの意識により、測定実績のない定点 の肉厚測定データが作成されたとの結論にいたりました。

# 1997年4月以降の高圧ガス保安法に基づく手続きや 検査に関する調査結果と行政処分

高圧ガス保安法に基づく手続きを行わず、無許可で工事を 行った事例が2006年8月31日までの調査で7件あることが わかりました。

調査報告書を提出した翌日の2006年9月1日、原子力安全・ 保安院よりコスモ石油への処分方針が打ち出され、2006年9 月19日に処分が決定しました。

- ○千葉製油所:完成検査に係る認定ならびに保安検査に係る認 定の取り消し
- ○四日市製油所・堺製油所・坂出製油所:完成検査に係る認定 の取り消し

### その他法令違反の判明と社内処分について

また、その後の調査で、労働安全衛生法や消防法等の 他法令の違反事例も発見され、最終的な無許可工事に 該当する事例は全製油所で事案件数にして36件、延 べ47件にのぼり、うち13件が漏洩等の事故であっ たことがわかりました。

こうした一連の調査結果を踏まえ、2006年4月の千 葉製油所事故に関する調査報告書の内容について、次 の修正を行った上、2006年10月3日に再提出いた しました。

#### 2006年4月の事故調査報告書に関する主な修正点

- (1) 1995年の事故に関する調査結果の記載の追加
- (2) 2006年6月20日以前の事故調査委員会で委員長を除 くすべての委員が1995年の事故の認識がありながら 言及しなかったことの記載の追加
- (3) 測定実績のない定点の肉厚測定データの削除

また、一連の不祥事を受け、コスモ石油としての処分を 同じく2006年10月3日に決定し、公表しました。

#### 主な社内処分の内容

○報酬の一部の自主的返上

岡部敬一郎 代表取締役会長(月額報酬の50%・3ヵ月) 木村彌一 代表取締役社長(月額報酬の50%・3ヵ月)

○減俸処分

古薗雅英 常務取締役

(月額報酬の50%・3ヵ月)

澤田正敏 常務執行役員 技術部長

(月額報酬の30%・3ヵ月)

寿賀清三 常務執行役員 四日市製油所長

(月額報酬の30%・3ヵ月)

矢嶋隆司 執行役員 千葉製油所長

(月額報酬の30%・3ヵ月)

丸川元 執行役員 堺製油所長 (月額報酬の30%・3ヵ月)

松村秀登 執行役員 坂出製油所長

(月額報酬の30%・3ヵ月)

### 再発防止に向けて

コスモ石油では今回の事故および一連の不祥事を重く 受け止め、再発防止と信頼の回復に向けて、企業倫理 のさらなる徹底に向けた意識改革と、保安体制・コン プライアンス体制の再構築とを柱に、必要な措置を速 やかに実施してまいります。なお、これまでに次の対 応を開始、あるいは実行を決定しております。(詳細 は本報告書の13、14頁をご参照ください。)

○企業倫理推進活動の強化 ⇒ P.13

○けん制・モニタリング機能の強化 ⇒ P.13

○安全管理システムの検証と再構築 ⇒ P.14

今後さらに、
計内調査の結果も踏まえて必要な対応を順 次実行し、次回の報告書にてご報告させていただきます。